【外交・防衛委員会】

(1) 審議概観

第143回国会において本委員会に付託された案件は、条約２件（うち衆議院継続１件）、内閣提出法律案１件の合計３件であり、条約２件を承認し、法律案１件を可決した。

また、本委員会付託の請願４種類44件は、いずれも保留とした。

〔条約及び法律案の審査〕

深刻な干ばつ又は砂漠化に直面する国（特にアフリカの国）において砂漠化に対処するための国際連合条約は、1992年６月に開催された地球サミットの要請に基づき、1994年６月にパリで作成されたものであり、深刻な干ばつ又は砂漠化に直面する国が砂漠化に対処するために国家行動計画を作成し実施すること、そうした取組を先進締約国、国際機関等が支援すること等について規定するものである。委員会においては、地球的規模の砂漠化問題に本条約が果たす役割、砂漠化関連援助におけるＮＧＯとの連携、地球環境基金の成果と我が国の協力、砂漠化問題と食糧生産等について質疑を行い、全会一致で承認した。

対人地雷の使用、貯蔵、生産及び移譲の禁止並びに廃棄に関する条約は、近年、地域紛争時に敷設された対人地雷が、一般市民に多くの被害をもたらし、紛争終結後も復興・開発の障害となっていることにかんがみ、1997年９月にオスロで作成されたものであり、対人地雷の使用、生産、貯蔵、移譲等の禁止及び廃棄の義務について規定し、あわせて条約上の義務の実施を確保するための事実調査制度等について定めるものである。委員会においては、小渕内閣総理大臣の出席を求め、対人地雷に関する総理の基本認識、在日米軍が保有・貯蔵する対人地雷の扱い、対人地雷の禁止が専守防衛に与える影響、対人地雷の廃棄と代替兵器の開発、地雷除去に対する我が国の貢献等について質疑を行い、全会一致で承認した。

防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案は、一般職の職員の例に準じて、防衛庁職員の給与の改定を行うとともに、自衛官俸給表の将の欄又は将補の（一）欄の適用を受ける自衛官以外の自衛官に係る調整手当の支給割合の改定等を行うものである。委員会においては、防衛庁職員の定年制、自衛官の給与体系の在り方等について質疑を行い、討論の後、多数で原案どおり可決した。

〔国政調査等〕

９月３日、北朝鮮の弾道ミサイル発射に関し、高村外務大臣及び額賀防衛庁長官から報告を聴いた後、同問題について質疑を行った。

９月10日、防衛庁の装備品調達に関し、額賀防衛庁長官から報告を聴いた後、同問題について質疑を行った。

９月17日、防衛庁の装備品調達に関し、額賀防衛庁長官から報告を聴いた後、同問題、北朝鮮の弾道ミサイル発射、北朝鮮情勢と日朝関係、在沖縄米軍基地問題、日ロ関係、横須賀米軍基地じん肺被害補償請求、朝鮮半島エネルギー開発機構（ＫＥＤＯ）、日韓間の犯罪人引渡条約の早期締結等の諸問題について質疑を行った。

10月１日、防衛庁調達実施本部の背任事件、防衛庁の装備品調達、新バッジ・システム関連資料の外部流出、北朝鮮の弾道ミサイル発射、戦域ミサイル防衛（ＴＭＤ）、朝鮮半島エネルギー開発機構（ＫＥＤＯ）への支援凍結解除、シビリアン・コントロールの在り方等の諸問題について質疑を行った。

10月15日、４社事案関連文書の管理実態に関する中間報告に関し、額賀防衛庁長官から説明を聴いた後、同問題、米海軍横須賀基地の土壌汚染、ペルーにおける日本人学生射殺事件の賠償等の諸問題について質疑を行った。

(2) 委員会経過

○平成10年８月11日（火）（第１回）

○理事を選任した。

○外交、防衛等に関する調査を行うことを決定した。

○平成10年９月３日（木）（第２回）

○北朝鮮の弾道ミサイル発射に関する件について高村外務大臣及び額賀防衛庁長官から報告を聴いた後、同大臣、同長官及び政府委員に対し質疑を行った。

○**深刻な干ばつ又は砂漠化に直面する国（特にアフリカの国）において砂漠化に対処するための国際連合条約の締結について承認を求めるの件**（第142回国会閣条第21号）（衆議院送付）について高村外務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成10年９月８日（火）（第３回）

○**深刻な干ばつ又は砂漠化に直面する国（特にアフリカの国）において砂漠化に対処するための国際連合条約の締結について承認を求めるの件**（第142回国会閣条第21号）（衆議院送付）について額賀防衛庁長官、高村外務大臣及び政府委員に対し質疑を行った後、承認すべきものと議決した。

（第142回国会閣条第21号）　賛成会派　自民、民主、公明、共産、社民、自由、二連、改ク

反対会派　なし

○平成10年９月10日（木）（第４回）

○防衛庁の装備品調達に関する件について額賀防衛庁長官から報告を聴いた後、同長官、政府委員及び会計検査院当局に対し質疑を行った。

○平成10年９月17日（木）（第５回）

○防衛庁の装備品調達に関する件について額賀防衛庁長官から報告を聴いた後、同件、北朝鮮の弾道ミサイル発射に関する件、北朝鮮情勢と日朝関係に関する件、在沖縄米軍基地問題に関する件、日ロ関係に関する件、横須賀米軍基地じん肺被害補償請求に関する件、朝鮮半島エネルギー開発機構（ＫＥＤＯ）に関する件、日韓間の犯罪人引

渡条約の早期締結に関する件等について額賀防衛庁長官、高村外務大臣、政府委員、会計検査院及び総務庁当局に対し質疑を行った。

○平成10年９月29日（火）（第６回）

○**対人地雷の使用、貯蔵、生産及び移譲の禁止並びに廃棄に関する条約の締結について承認を求めるの件**（閣条第１号）（衆議院送付）について高村外務大臣から趣旨説明を聴き、小渕内閣総理大臣、高村外務大臣、額賀防衛庁長官、政府委員及び会計検査院当局に対し質疑を行った後、承認すべきものと議決した。

（閣条第１号）　賛成会派　自民、民主、公明、共産、社民、自由、二連、改ク
　　反対会派　なし

○平成10年10月１日（木）（第７回）

○防衛庁調達実施本部の背任事件に関する件、防衛庁の装備品調達に関する件、新バッジ・システム関連資料の外部流出に関する件、北朝鮮の弾道ミサイル発射に関する件、戦域ミサイル防衛（ＴＭＤ）に関する件、朝鮮半島エネルギー開発機構（ＫＥＤＯ）への支援凍結解除に関する件、シビリアン・コントロールの在り方に関する件等について額賀防衛庁長官、高村外務大臣及び政府委員に対し質疑を行った。

○平成10年10月８日（木）（第８回）

○**防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案**（閣法第７号）（衆議院送付）について額賀防衛庁長官から趣旨説明を聴き、同長官及び政府委員に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

（閣法第７号）　賛成会派　自民、民主、公明、社民、自由、改ク
　　反対会派　共産
　　欠席会派　二連

○平成10年10月15日（木）（第９回）

○４社事案関連文書の管理実態に関する中間報告に関する件について額賀防衛庁長官から説明を聴いた後、同件、米海軍横須賀基地の土壌汚染に関する件、ペルーにおける日本人学生射殺事件の賠償に関する件等について額賀防衛庁長官、高村外務大臣及び政府委員に対し質疑を行った。

○平成10年10月16日（金）（第10回）

○請願第86号外43件を審査した。
○外交、防衛等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
○閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

(3) 成立議案の要旨

対人地雷の使用、貯蔵、生産及び移譲の禁止並びに廃棄に関する条約の締結について承認を求めるの件（閣条第１号）

【要　旨】

この条約は、1997年（平成９年）９月にノールウェーのオスロで開催された国際会議において作成されたものであり、我が国は同年12月３日及び４日にカナダのオタワで開催された署名式において署名した。この条約は、対人地雷の使用、生産、保有、移譲等の禁止及び廃棄の義務について規定し、あわせて条約上の義務の実施を確保するための事実調査制度等について規定するものであり、前文及び本文22箇条から成る。その主な内容は、次のとおりである。

1　締約国は、いかなる場合にも、次のことを行わないことを約束する。

(1)　対人地雷を使用すること。

(2)　対人地雷を開発し、生産し、生産その他の方法によって取得し、貯蔵し若しくは保有し又はいずれかの者に対して直接若しくは間接に移譲すること。

(3)　この条約によって締約国に対して禁止されている活動を行うことにつき、いずれかの者に対して、援助し、奨励し又は勧誘すること。

2　締約国は、この条約に従ってすべての対人地雷を廃棄し又はその廃棄を確保することを約束する。

3　この条約において「対人地雷」とは、人の存在、接近又は接触によって爆発するように設計された地雷であって、１人若しくは２人以上の者の機能を著しく害し又はこれらの者を殺傷するものをいう。人ではなく車両の存在、接近又は接触によって起爆するように設計された地雷で処理防止のための装置を備えたものは、当該装置を備えているからといって対人地雷であるとはされない。

4　地雷の探知、除去又は廃棄の技術の開発及び訓練のための若干数の対人地雷の保有又は移譲は、認められる。また、廃棄のための対人地雷の移譲は、認められる。

5　締約国は、除去訓練等のための若干数の保有等を除くほか、自国が所有し若しくは占有する又は自国の管轄若しくは管理の下にあるすべての貯蔵されている対人地雷につき、この条約が自国について効力を生じた後できる限り速やかに、遅くとも４年以内に、廃棄し又はその廃棄を確保することを約束する。

6　締約国は、自国の管轄又は管理の下にある地雷敷設地域（地雷の存在又は存在の疑いがあることにより危険な地域をいう。）におけるすべての対人地雷につき、この条約が自国について効力を生じた後できる限り速やかに、遅くとも10年以内に、廃棄し又はその廃棄を確保することを約束する。なお、締約国会議等が認める場合には、更に最長10年の期間の延長及び再延長を行うことができる。

7　締約国は、地雷の除去の方法に関連する装置等を可能な最大限度まで交換することを容易にすることを約束し、可能な場合には、地雷による被害者の治療、地雷の除去及び廃棄等のための援助を提供する。

8　締約国は、国際連合事務総長に対し、後記13、にいう国内の実施措置、自国が貯蔵し

ている対人地雷の総数、廃棄の計画の状況、廃棄された対人地雷の数量等を、この条約が自国について効力を生じた後できる限り速やかに、遅くとも180日以内に報告し、これを毎年更新する。

9　締約国は、他の締約国によるこの条約の遵守に関連する問題を明らかにし及び解決するため、国際連合事務総長を通じて、当該他の締約国に対して説明を要請することができる。要請を受けた締約国は、有用なすべての情報を28日以内に提供する。

10　要請を行った締約国は、9、に規定する期間内に回答が得られなかった場合等には、次回の締約国会議に問題を付託することができるものとし、また、締約国特別会議の招集を提案することができる。締約国会議又は締約国特別会議は、当該問題を明らかにする必要がある場合には、事実調査使節団の設置等について決定する。

11　要請を受けた締約国は、事実調査使節団に対し関連情報を提供することができる者と話す機会を与えることを確保するための努力を払い、自国の管理の下にある関連する地域等へのアクセスを認める。

12　締約国会議又は締約国特別会議は、事実調査使節団が提出した報告を含む関連情報を検討し、要請を受けた締約国に対し遵守についての問題を取り扱う措置をとるよう求めることができる。

13　締約国は、この条約によって締約国に対して禁止されている活動であって、自国の管轄若しくは管理の下にある者によるもの又は自国の管轄若しくは管理の下にある領域におけるものを防止し及び抑止するため、立法上、行政上その他のあらゆる適当な措置をとる。

14　この条約は、40番目の批准書等が寄託された月の後6番目の月の初日に効力を生ずる。（注・本年9月16日に40箇国に達し、来年3月1日に発効する。）40番目の批准書等が寄託された日の後に批准書等を寄託する国については、その批准書等が寄託された日の後6番目の月の初日に効力を生ずる。

15　この条約の各条の規定については、留保を付することができない。この条約の有効期間は、無期限とする。

深刻な干ばつ又は砂漠化に直面する国（特にアフリカの国）において砂漠化に対処するための国際連合条約の締結について承認を求めるの件（第142回国会閣条第21号）

【要　旨】

この条約は、1992年（平成4年）6月に開催された国連環境開発会議（いわゆる地球サミット）において採択されたアジェンダ21において、砂漠化に対処するための国際条約の作成のための政府間交渉委員会を設置することが国連総会に要請されたのを受けて設立された同委員会における交渉の結果、1994年（平成6年）6月、パリにおいて作成されたものである。この条約は、前文、本文40箇条、末文及び4の附属書から成り、主な内容は次のとおりである。

1　「砂漠化」とは、乾燥地域、半乾燥地域及び乾燥半湿潤地域における気候の変動及び人間活動を含む種々の要因による土地の劣化をいう。

2　この条約は、「影響を受ける地域」（砂漠化の影響を受け又は受けるおそれのある乾燥地域、半乾燥地域及び乾燥半湿潤地域）における持続可能な開発の達成に寄与するため、

国際協力及び連携によって支援されるすべての段階の効果的な行動により深刻な干ばつ又は砂漠化に直面する国（特にアフリカの国）において砂漠化に対処し及び干ばつの影響を緩和することを目的とする。

3　締約国は、この条約の目的を達成するため、(1)砂漠化及び干ばつの過程の物理的、生物学的及び社会経済的側面に対する総合的な取組方法を採用すること、(2)小地域的、地域的及び国際的な協力を強化すること、等を行う。

4　「影響を受ける国」（影響を受ける地域がその国土の全部又は一部を成す国）である締約国は、３に加えて、(1)砂漠化に対処し及び干ばつの影響を緩和することに妥当な優先順位を与え並びに自国の事情及び能力に応じて十分な資源を配分すること、(2)砂漠化に対処し及び干ばつの影響を緩和するための努力において、住民の意識を向上させ及びこれらの者の参加を促進すること、を約束する。

5　先進締約国は、３に加えて、(1)影響を受ける国である開発途上締約国による砂漠化に対処し及び干ばつの影響を緩和するための努力を、合意により、個別に又は共同して積極的に支援すること、(2)影響を受ける国である開発途上締約国が砂漠化に対処し及び干ばつの影響を緩和するために、自国の長期的な計画及び戦略を効果的に策定し及び実施することを援助するため、相当の資金及び他の形態の支援を提供すること、を約束する。

6　締約国は、この条約を実施するに当たり、影響を受ける国であるアフリカ以外の地域の開発途上締約国を軽視することなく、影響を受ける国であるアフリカの締約国を優先させる。

7　影響を受ける国である開発途上締約国等は、適当な場合には、砂漠化に対処し及び干ばつの影響を緩和するための戦略の中心的要素として、国家行動計画、小地域行動計画及び地域行動計画を作成し、公表し及び実施する。

8　先進締約国は、(1)砂漠化に対処し及び干ばつの影響を緩和するための計画の実施を支援するために相当の資金を調達すること、(2)十分な、適時の、かつ、予測可能な資金の調達（地球環境基金から新規のかつ追加的な資金を供与することを含む。）を促進すること、等を約束する。

9　既存の資金供与の仕組みの効果及び効率性を高めることを目的として、贈与又は緩和された条件若しくは他の条件による相当の資金が調達され及び供給されることをもたらす行動を促進するための地球機構を、この条約により設立する。

10　この条約により締約国会議、常設事務局を設立する。締約国会議は、この条約の最高機関である。

防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第７号）

【要　旨】

本法律案は、一般職の国家公務員の給与改定に準じて、防衛庁職員の俸給月額等を改定しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1　参事官等俸給表の俸給月額及び自衛官俸給表の俸給月額を一般職の国家公務員の例に準じて引き上げる。

2　防衛大学校及び防衛医科大学校の学生に支給する学生手当の月額を10万7,400円（現行10万6,400円）に引き上げる。

3　自衛官俸給表の陸将、海将及び空将の欄又は陸将補、海将補及び空将補の㈠欄の適用を受ける自衛官以外の自衛官に係る調整手当の支給割合を引き上げる。

4　営舎外居住を許可された自衛官に支給する営外手当の月額を5,720円（現行5,690円）に引き上げる。

5　本法律は、公布の日から施行し、平成10年４月１日から適用する。

(4) 付託議案審議表

・条　約（2件）

※は提出時の先議院

番号	件名	先議院	提出月日	参議院 委員会付託	参議院 委員会議決	参議院 本会議議決	衆議院 委員会付託	衆議院 委員会議決	衆議院 本会議議決
1	対人地雷の使用、貯蔵、生産及び移譲の禁止並びに廃棄に関する条約の締結について承認を求めるの件	衆	10. 9.24	10. 9.28（予備）	10. 9.29 承認	10. 9.30 承認	10. 9.24 外務	10. 9.25 承認	10. 9.29 承認
142／21	深刻な干ばつ又は砂漠化に直面する国（特にアフリカの国）において砂漠化に対処するための国際連合条約の締結について承認を求めるの件	〃※	6. 3	9. 3	9. 8 承認	9. 9 承認	7.30 外務	9. 2 承認	9. 3 承認

・内閣提出法律案（1件）

番号	件名	先議院	提出月日	参議院 委員会付託	参議院 委員会議決	参議院 本会議議決	衆議院 委員会付託	衆議院 委員会議決	衆議院 本会議議決
7	防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案	衆	10.10. 2	10.10. 5（予備）	10.10. 8 可決	10.10. 9 可決	10.10. 5 安全保障	10.10. 6 可決	10.10. 7 可決